

楠町排水機場保守点検業務要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 楠町排水機場の操作については、この要領の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 排水機場の操作は、楠町地内の浸水を防止することを目的とする。

(施設の位置・名称及び主要機器)

第3条 施設の位置・名称は、位置図によるものとし、主要機器は、別紙によるものとする。

第2章 業務要領

(保守点検業務)

第4条 以下の保守点検業務を行い、その結果を報告書として当該各月の翌月7日までに農水振興課に提出すること。提出書類は第5条に示す。(3月分は、3月末に提出すること。)

なお、点検の際、施設の故障・異常を発見した場合は、ただちに本市に連絡すること。

- (1) 積算電力計の指示記録
- (2) 水道メータの指示記録
- (3) ポンプの運転状態の確認
- (4) 電流計・電圧計の指示確認及び絶縁抵抗測定
- (5) 端子のゆるみ点検及び増締め
- (6) 自動除塵機、コンベヤ、スキップホイストの運転状態の確認
- (7) ホッパー塵芥堆積状況確認
- (8) ホッパー吊上装置(ギヤードトロリー結合型クレーン)の目視点検
- (9) ホッパー吊上装置(ギヤードトロリー結合型クレーン)の自主点検(1回/年)
- (10) 発電機用バッテリー、冷却水、燃料等の状態確認
- (11) 配電盤等の表示灯状態の確認
- (12) 水位の確認及び水位計の点検、清掃並びに水位記録計用紙の交換
- (13) 非常通報装置の状態
- (14) 設備損傷の有無、場内全般の損傷の有無、その他管理状態確認
- (15) 設備が正常に稼働するよう機器の錆止め補修塗装、注油、各種消耗品の取り替え等軽微な修理。ただし、この軽微な修理に伴う消耗品は、受託者負担とする。
- (16) 必要に応じて場内の清掃及び除草作業
- (17) 電気保安業務(別途発注)の年次及び月次点検の立会い

(提出書類)

第5条 毎月の提出書類は下記のとおりとする。ただし、(3)は当該月に発生した場合のみとする。

- (1) 保守点検表
- (2) 運転年報(当該月までを記入)
- (3) 運転業務報告書(非常時業務)

(点検日)

第6条 週1回保守点検を行うものとする。(計52回)

(非常時の業務)

第7条

- (1) 四日市市又は鈴鹿市において大雨又は洪水注意報、警報等が発令された場合、停電・高水位等による非常通報を受けた場合又は本市が指示したときは、直ちに非常体制を敷き、排水機場の操作に必要な適切な人員（原則として1名とする。ただし、台風発生時の暴風警報発令中に限り2名まで配置できるものとする。）を配置し、必要に応じて早めにポンプ・補機類の運転操作を行うとともに、1時間以内に配備を行い、本市に連絡するものとする。
- (2) 受託者は常に気象情報に注意し、大雨又は洪水注意報、警報等の情報を自ら収集すること。
- (3) 津波注意報が発令されたときは、津波到達時刻を確認し、本市と連絡を取り合い、必要に応じて時間的余裕を持って水門を閉鎖すること。津波警報又は大津波警報が発令されたときは水門を閉鎖し、速やかに避難すること。ただし、生命に危険が及ぶと判断した場合はこの限りではない。同注意報、同警報が解除されたときは状況を確認し、水門を開放すること。
- (4) 時間区分について、通常は午前8時から午後5時まで、時間外は午前5時から午前8時まで及び午後5時から午後10時まで、深夜は午後10時から翌日の午前5時までとする。

第3章 雑則

（設備機器の故障報告）

第8条 設備機器が故障し、又は運転に支障をきたす異常を認められるときは適切な措置を講じたうえ、直ちに本市に報告するものとする。

（施設の使用及び管理）

第9条 次に掲げる事項に留意し業務にあたらなければならない。

- (1) 盗難、火災等の防止。
- (2) 施設内への関係者以外の立ち入りを禁止すること。
- (3) 施設内は、常に整備、整頓し清潔保持に留意すること。
また、業務に必要でないものは持ち込まないこと。
- (4) 施設整備、機械器具の保存状況の把握を行うこと。
- (5) 異常発生時の確実な連絡体制の確保及びそれに必要な対応の実施。
- (6) 作業員の安全の確保

（費用の負担区分）

第10条 保守点検業務に必要な器材は、すべて委託者の負担とする。

（備品等の使用）

第11条

- (1) 業務の遂行に必要な範囲において、市有物品（机、椅子、電話機、無線機、テレビ、エアコン）を無償で使用できるものとする。
- (2) 市有物品は善良な管理者の注意をもって保管する。また、万一、受託者の故意または過失により、支給品または市有物品が滅失もしくは損傷し、または返還が不能な場合は市の指示に従い代品を納め、または原状に復し、若しくはその損害を賠償する。

（準備期間）

第12条 契約締結日から委託業務開始日までの間に設備の運転操作の習得及び業務内容を熟知し本業務に支障が出ないようにすること。

（その他）

第13条 この要領に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、本市と協議のうえ決定するものとする。

開栄樋門ほか2樋門保守点検業務要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 開栄樋門、五味樋門、磯津樋門の操作については、この要領及び四日市市が海岸法（昭和31年法律第101号）第14条の2第1項の規定に基づき定める操作規則によるものとする。

(操作の目的)

第2条 本市が管理する開栄樋門、五味樋門、磯津樋門の適切な操作によって、異常気象による被害の発生を防止することを目的とする。

(定義)

第3条 この操作方法において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、海岸法及び海岸法施行規則において使用する用語の例による。

(施設の位置)

第4条 施設の位置は、位置図によるものとする。

第2章 業務要領

(保守点検業務)

第5条 以下の保守点検業務を行い、その結果を報告書として当該各月の翌月7日までに本市に提出すること。提出書類は次に示す。（3月分は、3月末に提出すること。）

なお、点検の際、施設の故障・異常を発見した場合は、ただちに本市に連絡すること。

(1) 樋門の運転状態の確認

(2) 電流計・電圧計の確認及び絶縁抵抗測定

(3) 端子のゆるみ点検及び増締め

(4) 配電盤等の表示灯状態の確認

(5) 設備が正常に稼働するよう機器の錆止め補修塗装、注油、各種消耗品の取り替え等軽微な修理。ただし、この軽微な修理に伴う消耗品は、受託者負担とする。

(提出書類)

第6条 提出書類は下記のとおりとする。ただし、(2)は当該月に発生した場合のみとする。

(1) 保守点検表

(2) 運転業務報告書（非常時業務）

(点検日)

第7条 2箇月に1回保守点検を行うものとする。（計6回）

(非常時の業務)

第8条

- (1)大雨警報、洪水警報又は暴風警報が発令された場合もしくは本市が指示したときは、直ちに非常体制を敷き、操作に必要な適切な人員（原則として1名とする。）を確保して、必要に応じて運転操作を行うとともに、1時間以内に配備を行い、本市に連絡するものとする。
ただし、暴風警報発令時において、生命に危険が及ぶと判断した場合はこの限りではない。
- (2)受託者は常に気象情報に注意し、大雨・洪水・暴風警報の情報を自ら収集すること。
- (3)津波注意報が発令されたときは、津波到達時刻を確認し、本市と連絡を取り合い、必要に応じ時間的余裕を持って樋門を閉鎖すること。津波警報又は大津波警報が発令されたときは樋門を閉鎖し、速やかに避難すること。ただし、生命に危険が及ぶと判断した場合はこの限りではない。同注意報、同警報が解除されたときは状況を確認し、樋門を開放すること。
- (4)時間区分について、通常は午前8時から午後5時まで、時間外は午前5時から午前8時まで及び午後5時から午後10時まで、深夜は午後10時から翌日の午前5時までとする。
- (5)非常体制時の運転操作等以外の待機時間については、南五味塚排水機場にて待機すること。
なお、排水機場の備品等の使用については第12条によるものとする。

第3章 雑則

(設備機器の故障報告)

第9条 設備機器が故障し、又は運転に支障をきたす異常が認められるときは適切な措置を講じたうえ、直ちに本市に報告するものとする。

(留意事項)

第10条 次に掲げる事項に留意して、業務にあたらなければならない。

- (1)盗難、火災等の防止。
- (2)異常発生時の確実な連絡体制の確保及びそれに必要な対応の実施。
- (3)作業員の安全性の確保。

(費用の負担区分)

第11条 保守点検業務に必要な器材は、すべて受託者の負担とする。

第12条

- (1)業務の遂行に必要な範囲において、市有物品（机、椅子、電話機、無線機、テレビ、エアコン）を無償で使用できるものとする。
- (2)市有物品は善良な管理者の注意をもって保管する。また、万一、受託者の故意または過失により、支給品または市有物品が滅失もしくは損傷し、または返還が不能な場合は市の指示に従い代品を納め、または原状に復し、若しくはその損害を賠償する。

(準備期間)

第13条 契約締結日から委託業務開始日までの間に設備の運転操作の習得及び業務内容を熟知し本業務に支障が出ないようにすること。

(その他)

第14条 この要領に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、本市と協議のうえ決定するものとする。